

令和 8 年度和光市行政経営方針

和光市長 柴崎 光子

1 経営方針の位置づけ

本方針は、健全な財政運営に関する条例及び施行規則において、総合振興計画に基づく施策の方向性及び優先度を示した方針で、実施計画策定の指針となるものと定義し、実施計画策定の基本方針及び総合振興計画に掲げる施策の取組の方針を定めるものである。令和6年度の行政評価の結果をもとに、現時点での社会的ニーズや国・県の動向、和光市の行政経営を取り巻く現状及び財政状況（以下、「2」、「3」のとおり）等を考慮し、重点施策を示すとともに、令和8年度から10年度までの3箇年の実施計画策定に向けた、基本的な考え方を示すものである。

2 和光市行政経営を取り巻く現状

(1) 和光市の人口動態

本市の令和7年7月1日現在の人口は84,876人、世帯数は44,655世帯で、ともに増加傾向である。年齢3区分別人口を見ると、年少人口（0～14歳）が占める割合が減少する一方で、老年人口（65歳以上）が占める割合が増加傾向にあるが、生産年齢人口（15～64歳）が占める割合は横ばいの傾向となっている。

人口動態の自然増減については、増加で推移しているものの、増加率は年々減少しているとともに、合計特殊出生率は過去最低水準となっている。

(2) 人口推計

令和6年度に実施した第五次和光市総合振興計画中間見直しに伴う推計では、人口は今後も増加が見込まれるが、2034年をピークに、その後ゆるやかに減少すると推計されている。本市においても、少子高齢化を受け、年少人口及び生産年齢人口が占める割合は減少し、老年人口が占める割合は増加すると見込まれる。

(3) 市民意識調査

令和6年度に実施した市民意識調査では、「これからも和光市に住み続けたいと思う」市民の割合（「ずっと住み続けたい」、「当分の間、住み続けるつもり」の合計）は、85.7%であり、高い水準を保っている。また、今後、力を入れてほしい施策や事業（複数選択）については、「上・下水道」が最も多く、次いで「道路」、「保健・医療体制」の順となっている。

3 財政状況

(1) 令和5年度決算の状況（普通会計※1）

普通会計における令和5年度の歳入決算額は370億4,330万3千円で前年度から18億675万7千円、5.1%の増加、歳出決算額は344億3,971万8千円で前年度から22億1,535万6千円、6.9%の増加となった。

実質収支は、24億5,167万8千円で、前年度から4億1,140万1千円、

14. 4%の減少、実質単年度収支（特定目的基金含む。）は、6,218万2千円の赤字となっている。

※1 普通会計：一般会計に駅北口土地区画整理事業特別会計を統合したもの。

歳入歳出決算額・決算収支の推移（普通会計）

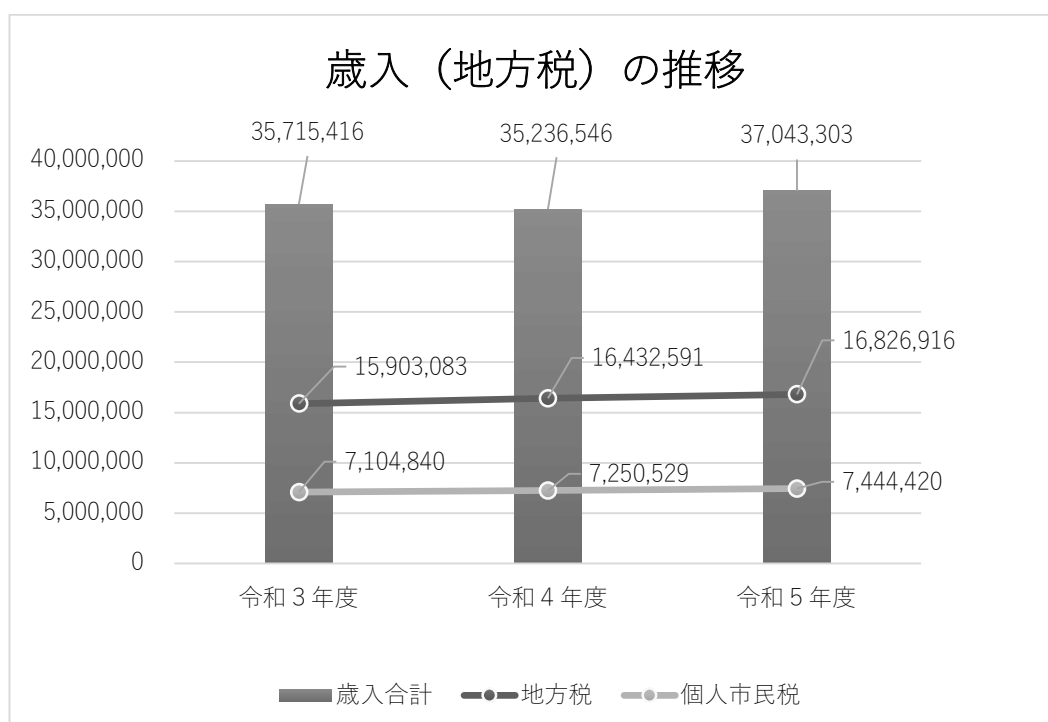
（単位：千円）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
歳入総額	A	35,715,416	35,236,546	37,043,303
歳出総額	B	32,550,200	32,224,362	34,439,718
形式収支（A-B）	C	3,165,216	3,012,184	2,603,585
翌年度に繰り越すべき財源	D	125,643	149,105	151,907
実質収支（C-D）	E	3,039,573	2,863,079	2,451,678
単年度収支	F	1,224,930	▲ 176,494	▲ 411,401
積立金（特定目的基金含む）	G	2,034,703	2,446,286	2,428,978
積立金取崩額（特定目的基金含む）	H	1,871,133	1,008,389	2,079,759
実質単年度収支（F+G-H）	I	1,388,500	1,261,403	▲ 62,182

(2) 市税（地方税）の推移

自主財源である市税収入については、納税義務者数及び個人所得の増加などに伴い上昇傾向にあり、令和5年度決算額は168億2,691万6千円で、歳入決算全体の45.4%を占めている。

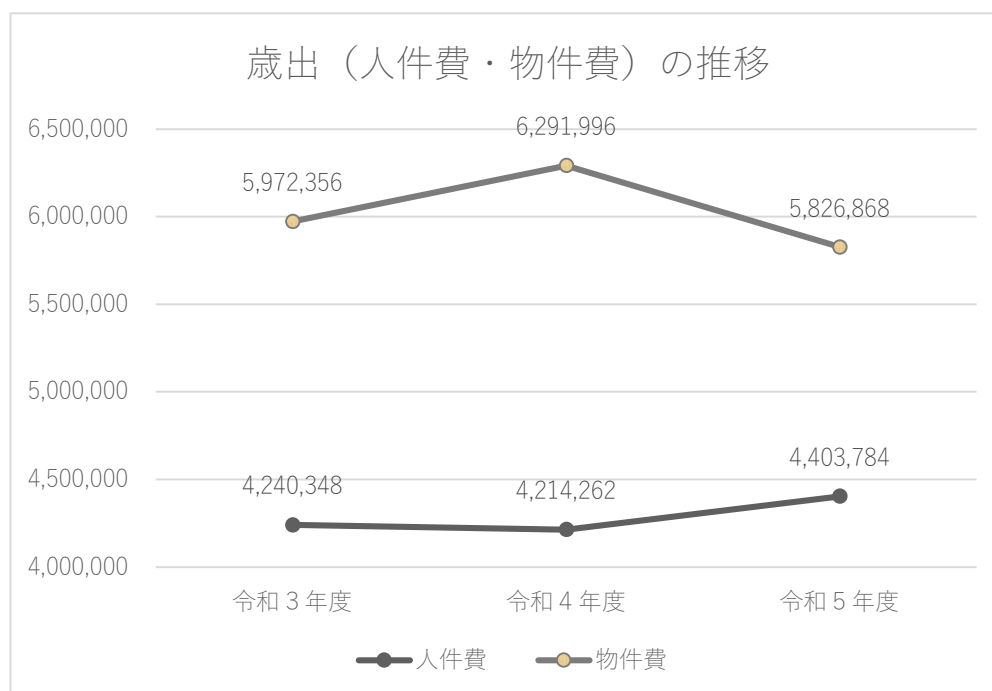
（単位：千円）



(3) 人件費、物件費の推移（普通会計）

人件費については、職員数の増加に伴い年々上昇傾向にあり、令和5年度決算額は44億378万4千円で、歳出決算額全体の12.8%を占めている。また、委託料などの物件費については、令和5年度決算額は58億2,686万8千円で、歳出決算額全体の16.9%を占めている。

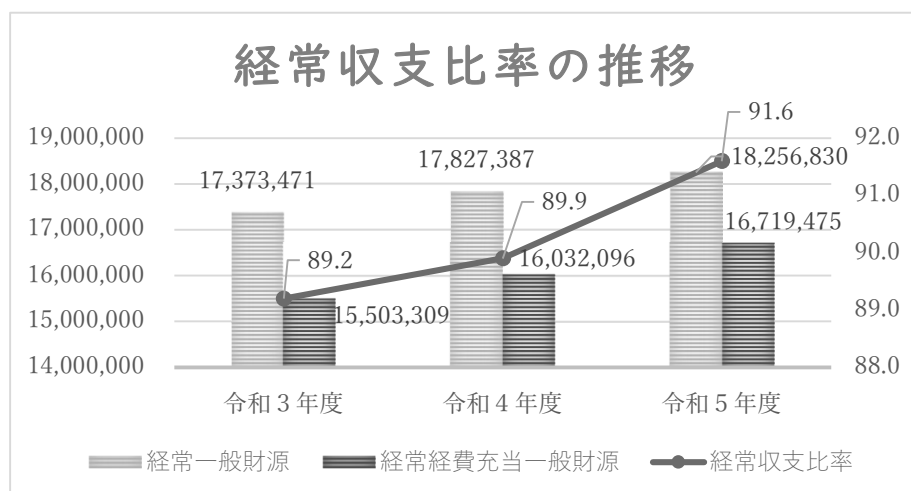
（単位：千円）



(4) 経常収支比率の推移（普通会計）

経常一般財源のうち、人件費や物件費及び繰出金などの経常経費に充てられた割合を示す、経常収支比率については、令和5年度決算で91.6%であり、高い水準となっている。

（単位：千円、%）

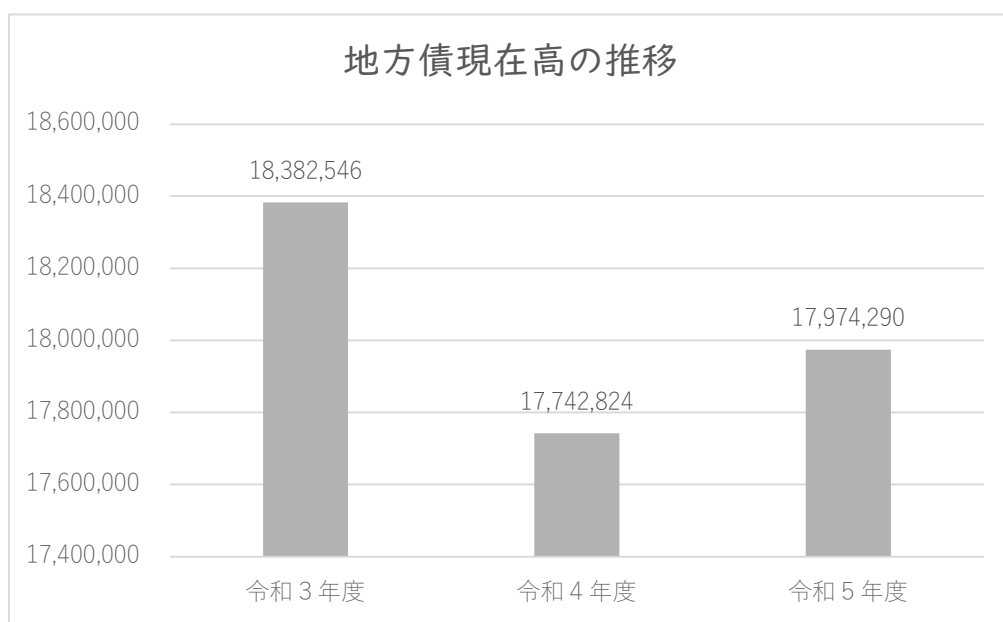


(5) 市債残高と財政調整基金現在高の推移

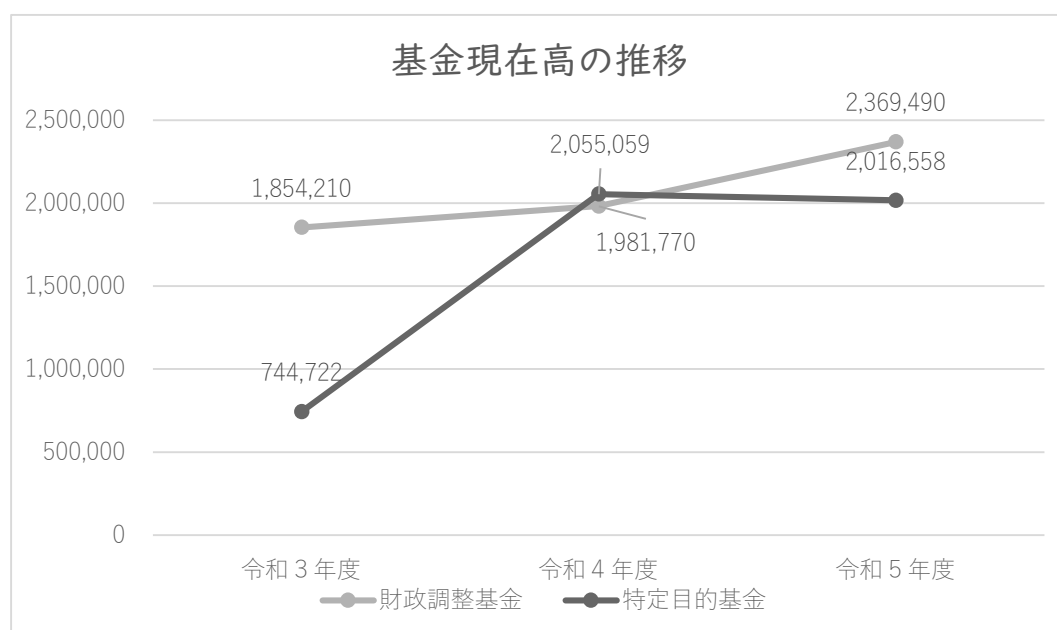
市債残高については減少傾向にあるが、今後の駅の北側を中心とした都市基盤整備の推進により増加が見込まれる。

財政調整基金については、決算における歳計剰余金の積立により年度末現在高では、標準財政規模の10%の水準を維持しているが、当初予算編成における財源不足に対応するため、基金の取崩しを行っており、年度当初の繰入後残高では低調な状態が続いている。

(単位：千円)



(単位：千円)



(6) 中期財政収支見通し（和光市中期財政計画より）

今後の市税推移については、第5次和光市総合振興計画の人口推計が示すように将来的な人口増加に伴い、増加していく見込みである。しかしながら、急速な高齢化の進行により社会保障関係経費は増加の一途をたどっている。また、職員定数の増加、物価上昇等の影響により経常的経費が増加し、財政運営への圧力が高まる中で、駅の北側を中心とした都市基盤整備や公共施設の老朽化対策などの投資的経費も今後増大していくことが見込まれる。

① 一般会計の歳入歳出見込額

（歳入）

（単位：百万円）

区 分	令和9年度 計 画 額	令和10年度 計 画 額	令和11年度 計 画 額	令和12年度 計 画 額
自 主 財 源	20,093	20,493	20,779	20,151
市 税	17,603	17,803	17,970	18,139
繰 入 金	1,140	1,340	1,459	753
繰 越 金	450	450	450	450
そ の 他 の 収 入	900	900	900	809
依 存 財 源	14,980	15,152	14,897	12,298
地 方 譲 与 税 等	2,344	2,344	2,344	2,344
地 方 交 付 税	10	10	10	10
国 ・ 県 支 出 金	10,998	11,047	11,189	9,333
地 方 債	1,628	1,751	1,354	611
合 計	35,073	35,645	35,676	32,449

（歳出）

（単位：百万円）

区 分	令和9年度 計 画 額	令和10年度 計 画 額	令和11年度 計 画 額	令和12年度 計 画 額
義 務 的 経 費	18,537	18,714	18,846	19,011
人 件 費	5,547	5,560	5,574	5,588
扶 助 費	11,021	11,231	11,452	11,684
公 債 費 （うち元金償還額）	1,969 (1,857)	1,923 (1,788)	1,820 (1,661)	1,739 (1,571)
物 件 費	6,370	6,380	6,510	6,131
補 助 費 等	3,027	3,264	3,337	3,103
積 立 金	13	13	13	13
繰 出 金	2,480	2,604	2,749	2,812
投 資 的 経 費	4,498	4,522	4,073	1,231
そ の 他 の 経 費	148	148	148	148
合 計	35,073	35,645	35,676	32,449

② 財政調整基金現在高見込額（決算ベースで作成）

（単位：百万円）

基 金 名 称	令和9年度末 見 込 額	令和10年度末 見 込 額	令和11年度末 見 込 額	令和12年度末 見 込 額
財 政 調 整 基 金	1,939	1,913	1,730	2,171

③ 経常収支比率の見込み

（単位：％）

区 分	令和9年度 見 込	令和10年度 見 込	令和11年度 見 込	令和12年度 見 込
経 常 収 支 比 率	93.1	93.4	93.6	91.0

(7) 公共施設の更新費用

本市が保有する多くの公共施設では老朽化が進んでおり、今後、建替えや大規模修繕などが想定されるため、働き方改革や物価高騰の影響も受け、多額の投資的経費がかかることが見込まれている。

和光市総合管理計画による将来の更新費用の試算では、標準的な耐用年数を50年とすると、必要となる将来更新費用は、40年間の総額で約823億円と試算され、年平均にすると、公共施設の更新費用だけで、毎年約21億円の支出が見込まれると試算される。

投資的経費の推計では、すでに事業に着手している土地区画整理事業や駅北口市街地再開発を始めとした都市基盤整備事業に係る費用が大半を占めており、公共施設マネジメントにかかる費用の捻出が厳しい状況にある。

4 第五次総合振興計画における令和8年度重点施策

第五次総合振興計画が定める全49施策の中から、①ニーズの増減、②コスト増加等の必要性、③サービス水準、④今後の方向性の視点から、市民意識調査結果、市長公約などを総合的に勘案し、行政評価（施策評価、事務事業評価）を踏まえた上で、行政経営会議において、次の9施策を「優先的な投資により成果の引き上げを目指す施策（重点施策）」として選定した。

なお、厳しい財税状況を踏まえ、重点施策のコストの増加分については原則として他の施策でコスト削減するとともに、歳入増加の取組を行うものとする。

【令和８年度重点施策】

- ① 施策１－１ 安心して暮らせる居住環境の形成
 - ・ 所管課 駅北口まちづくり事務所
 - ・ 関係課 企画人権課、資産戦略課、戸籍住民課、都市整備課、建築課

- ② 施策１－４ 公共下水道の維持管理
 - ・ 所管課 下水道課
- ③ 施策１－５ 行政窓口サービスの向上
 - ・ 所管課 戸籍住民課
 - ・ 関係課 企画人権課、総務課、デジタル推進課、課税課、市民活動推進課、保険年金課
- ④ 施策２－２ 利便性の高い地域公共交通網の形成
 - ・ 所管課 公共交通政策室
 - ・ 関係課 資産戦略課
- ⑤ 施策４－１ 確かな学力と自立する力の育成
 - ・ 所管課 学校教育課
- ⑥ 施策４－４ 多様なニーズに対応した教育の推進
 - ・ 所管課 学校教育課
- ⑦ 施策４－７ 児童や青少年の居場所づくり
 - ・ 所管課 保育施設課
 - ・ 関係課 子ども家庭支援課、生涯学習課、スポーツ青少年課
- ⑧ 施策８－１ 一人一人に応じた健康づくりの推進
 - ・ 所管課 健康支援課
 - ・ 関係課 保険年金課
- ⑨ 施策１１－２ 地域で支え合う福祉の推進
 - ・ 所管課 地域共生推進課
 - ・ 関係課 生活支援課、障害福祉課、長寿あんしん課、子ども家庭支援課

５ 実施計画の策定について

実施計画は、総合振興計画に基づく施策及び方針を戦略的に推進するため、事業の優先度を明確にした３箇年の事業内容を示した計画で、予算編成の指針となるものである。

予算編成に当たっては、原則として、実施計画で採択された事業のみが予算要求できるものとする。

(I) 令和8年度歳入・歳出（一般会計）見込み（令和7年6月30日現在）

① 令和8年度一般会計当初予算における歳入見込額

（単位：百万円）

	R8年度見込額	R7年度当初額	増減額
市税	17,682	17,258	424
地方譲与税等	2,444	2,354	90
国・県支出金	10,079	9,246	833
繰入金	1,471	1,491	△ 20
その他の収入	1,350	1,354	△ 4
市債	1,088	756	332
計	34,114	32,459	1,655

② 令和8年度一般会計当初予算における歳出見込額

（単位：百万円）

	R8年度見込額	R7年度当初額	増減額
職員人件費	5,468	5,376	92
扶助費	10,821	10,631	190
物件費	6,515	6,455	60
補助費等	3,346	2,822	524
公債費	2,082	2,087	△ 5
繰出金	2,302	2,500	△ 198
その他の経費	161	161	0
投資的経費	3,419	2,427	992
計	34,114	32,459	1,655

※ 令和8年度見込額は、令和7年度に改めて推計をしたもので、中期財政計画の数値とは異なります。

(2) 実施計画対象事業

実施計画事業の採択に当たっては、以下に掲げる項目を対象として実施する。

※財政状況により実施計画で採択された事業についても予算措置されない場合がある。

- ① 投資的事業
- ② 臨時的事業
- ③ 新規事業

- ④ 経常的事業のうち、内容を拡充するもの（拡充部分のみ）
- ⑤ 経常的事業のうち、すべての業務委託料

(3) 実施計画における事業採択の考え方

本市の行政経営は、PDCAサイクルの概念にのっとり、「C：チェック」として、行政評価（施策評価、事務事業評価）を実施し、評価結果を受けて、本方針、部局等経営方針及び実施計画において、改善を行い、計画の策定を行うものとしている。

実施計画の策定に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド（何かを始めるよりも何かをやめる。）の視点を持って、本方針及び部局等経営方針に基づき、次に示す考え方の下、事務事業の採択を行うものである。

- ① 健全な財政運営を進め、実施計画と予算の連携を図るため、令和8年度の歳入見込み額を踏まえ、採択事業を判断する。
- ② 厳しい財政状況の中、実施する事業を取捨選択しなければならない現状から、相対的にみて事業の優先度が低いものについては必要性を見極め、不採択も視野に入れ判断する。
- ③ 新規事業及び経常的事業の拡充事業は、既存事業の見直しを行った場合のみ、査定の対象とする。
- ④ 投資的事業（都市基盤整備事業、公共施設整備事業）については、後年度にかかる負担も考慮し、実施が必要止むを得ないもの以外は、原則として先送りする。
- ⑤ 投資的事業（都市基盤整備事業）については、投資的事業（公共施設整備事業）や他の必要な事業の財源を捻出するため、採択可能限度額を示し、精査をお願いすることがある。
- ⑥ 国・県補助金などの特定財源を確保している事業については、事業の必要性を判断した上で、優先的に採択する。また、新規事業についても同様とする。
- ⑦ 業務委託料については、前例踏襲により継続して実施している業務や役割が薄れている業務、職員（会計年度任用職員を含む。）で対応できる業務などについて、ゼロベースで見直しを行い、必要性を見極め、不採択も視野に入れ判断する。
- ⑧ 民間で無料又は安価な類似サービスが提供されており、市で実施する必要性が乏しくなっている事業等は、不採択を視野に入れ判断する。

(4) 実施計画調書作成に当たっての留意事項

限りある財源をもって持続可能な行財政運営を行っていくため、次に掲げる事項を十分に留意して実施計画調書を作成すること。

- ① 本方針、行政評価結果及び部局等経営方針に基づき、事務事業の改善を検討した上で、実施計画を計上すること。また、各部局長は、本方針に基づき、部内におけ

るマネジメントを十分に行った上で、実施計画事業の要求を行うこと。

- ② すべての事業において、実施しなければならない必要性を十分に精査し、不要不急な事業を計上しないこと。
- ③ 新規事業を実施、また、既存事業を拡充する場合には、必ず、他の既存事業の見直しを行うこと。
- ④ 業務委託料については、前年度と同様の内容で安易に計上せず、契約書、仕様書等で定めた業務内容など、ゼロベースで見直しを行い、事業費の縮減を図ること。
- ⑤ 国・県補助金等をその財源とする事業は、国・県補助金等の廃止又は縮小があった場合は、原則として、その内容に合わせて事業を廃止又は縮小すること。
- ⑥ 関連する複数の制度や事業の重複があった場合には、精査し整理統合を行うこと。
- ⑦ 扶助費や補助金について、上乗せ、横出しなどを行っているものについては、法定の範囲内に見直しを行うこと。
- ⑧ 公共施設の修繕工事や更新工事については、各公共施設を所管する部局において、施設の今後の利用方法（一部休館、利用形態の見直し等）について検討を行った上で、実施計画に要求すること。

(5) 採択の種類

以下の4つの項目から採択結果を判断する。

採択・一部採択・先送り採択・不採択

(6) 事業の優先度

採択・一部採択した事業について、採択した内容に対し、事業の優先度を設定する。事業の優先度は、事業の絶対評価を行うものではなく、施策・方針等に対する貢献度・効果などから、部局等経営方針に基づき、相対的に設定する。

A：優先度が高い

B：優先度が普通

C：優先度が低い